

1 いじめの定義といじめに防止に対する学校の基本的な方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考えのもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめを許さない」「いじめを見過ごさない」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止のための取組

（1）いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童一人一人を大切にし、生徒指導の三つの機能を生かした「分かる授業」を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・話し合い活動の充実や構成的グループエンカウンターなどの活用により、児童相互が認め合い、仲間として成長できる学級集団を形成する。
- ・児童一人一人の規範意識をより高めるため、学習の約束、学校生活における約束の見直しと徹底を図る。
- ・人権教育や道徳教育、特別活動の中で人権意識をいっそう高め、「いじめは許されない」ことへの自覚を育てる。
- ・いじめを傍観することは、いじめをしていることと同様であるという認識を高める。

（2）自己有用感や自己肯定感の育成

- ・授業や委員会活動、清掃活動、学校行事など、あらゆる教育活動において、児童の活躍する場を保障することによって自己有用感を高めるようにする。
- ・異学年交流の充実を図り、自己有用感や自己肯定感が育まれるようにする。

3 早期発見・早期解決に向けての取組

（1）早期発見に向けて

- ・「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係の把握に努める。
- ・学期に1回、教育相談月間を設け、担任と児童が1対1で話をする時間を確保する。
- ・「いじめはどの児童にも起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての教職員で児童の様子を見守り、小さな変化を見逃さないようにする。
- ・いじめ発見のための観察ポイント（チェックリスト）の活用を図る。
- ・様子が気になる児童がいるときは、教師は積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある時は早急に対応する。
- ・様子に変化が見られる児童がいる場合には、職員会議の中で行われる生徒指導情報交換において情報を共有し、学校全体で見守る体制をつくる。
- ・SOSの出し方に関する指導を行うとともに、児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめの相談ができる環境を整備し、周知を図る。

（2）早期解決に向けて

- ・いじめ問題の早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ・学級担任だけで抱え込むことなく、学校全体で組織的にいじめ問題の解決にあたる。

- いじめと疑われる行為を発見したときは、その場で行為を止めるとともに、学年主任等に連絡し、当該学年を中心として該当児童の聞き取り等を行い、事実確認をし対応する。必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、その後の対応を協議する。
- 児童からいじめの情報が報告されたときは、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度でていねいに指導にあたる。
- いじめられた児童には、「学校があなたを守っていく」ことをはっきりと伝え、安心した学校生活を送れるような手立てを考える（保護者との連携を含む）。
- いじめられている児童の心のケアのため、教育相談員や養護教諭、専門機関等と連携を図る。

(3) 家庭や関係機関との連携

- いじめ問題が起きたときには、家庭訪問により速やかに事実を伝え、徹底して児童を守ることを伝える。そのために、通常以上に連携を密にし、学校側の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集め対応に生かす。
- いじめが解決したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を該当児童に行うとともに、家庭にもその後の様子を知らせるなどして連携を図っていく。
- 必要に応じて警察や児童相談所の関係機関と連携を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

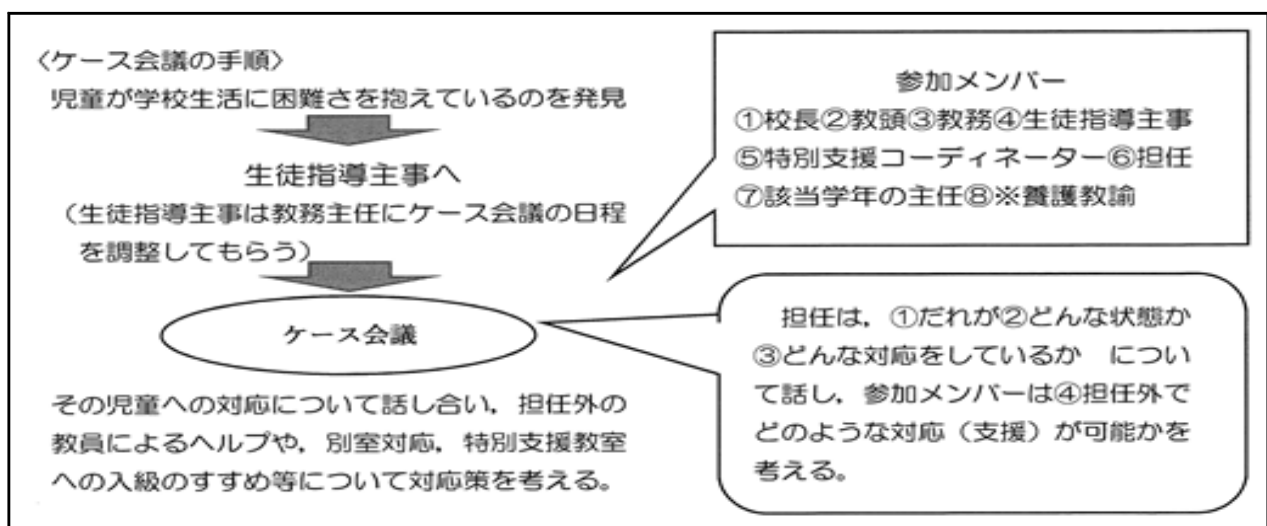
- 組織的な対応を行うための中核を担う本委員会を職員会議などに繋がる組織として設置する。
- 構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、対象児童担任とする。必要に応じて、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員なども参加し、その対応にあたる。

(2) 「生徒指導連絡協議会」

- 月に1回「生徒指導連絡協議会」を設定し、配慮を要する児童の状況確認や、どのような指導を行ったかについての情報交換を行い、全職員の共通理解を図る。急を要するものについては、直ちに生徒指導主事・教頭・校長で協議を行い、各関連機関と連携をして対応する。急を要しない場合に関しては、ケース会議を行い、対応する。

(3) 「ケース会議」

- 生徒指導連絡協議会に限らず、児童の気になる様子が発見された場合は生徒指導主事に連絡し、「ケース会議」を開く。ケース会議で協議した後、発見した教師で対応するか、学年で対応するか等を判断し、一度ケース会議に挙がった案件は、生徒指導主事が記録を保管しておく。



5 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の定義

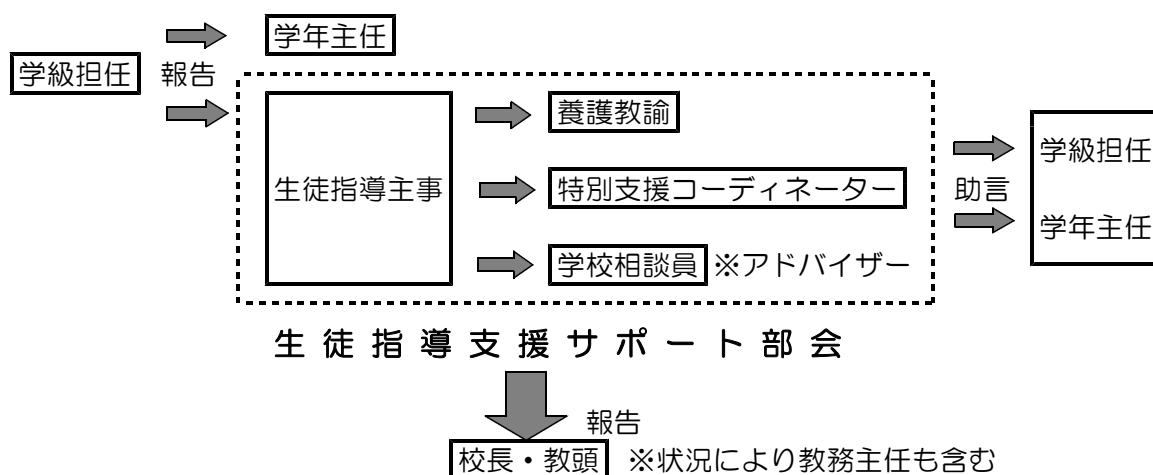
- いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、当該児童が相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生したときは、市教育委員会に報告する。
- 重大事態が発生したときは、速やかに組織を設け、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する（調査内容は市教育委員会へ速やかに報告する。）。

6 本校におけるいじめ早期発見・対応図

(1) 学校生活アンケート・教育相談後の動き



(2) 生徒指導支援サポート部会について

学級担任等から、気になる児童の報告があった際、生徒指導主事を中心として生徒指導支援サポート部会を招集する（学校相談員には来校時に助言をいただく。）。報告内容を吟味し、今後どのようなサポートを行っていくかを検討する。担任や学年主任へサポート部会から助言を行い、内容を校長・教頭に報告する。